

「妊娠・出産・育児に関する特別休暇」の新設について

医療法人社団 啓愛会（理事長 渡辺 多恵）では妊娠・出産・育児と仕事の両立支援を目的に令和7年1月1日より、下記の特別休暇を新設しましたのでお知らせします。

記

出生サポート休暇

男女問わず、不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合、年度において5日の範囲内。（有給）

※取得単位：1日および半日

配偶者出産休暇

男性職員は、妻の出産に係る入院等の日から出産日後2週間を経過する日までの間に、妻の入退院の付き添い等のため、2日の範囲内。（有給）

※取得単位：1日および半日

育児参加のための休暇

男性職員は、妻の産前産後期間中に、出産に係る子や小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、5日の範囲内。（有給）

※取得単位：1日および半日

令和7年5月13日
医療法人社団 啓愛会
理事長 渡辺 多恵